

ごみの野外焼却は
原則、法律で禁止されています。
また、それらのごみ(廃棄物)を不法投棄
した場合も処罰の対象となります。



【罰則】

廃棄物を不法投棄した者及び違法に野外焼却した者（未遂行為含む）
は、法律により5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、
またはその両方が科せられることがあります。

農業等に伴いやむを得ないものとして行われる焼却や、たき火等の
軽微なものであっても、近所の迷惑になる場合はやめましょう。

焼却の中止を指導する場合があります。

地域の自然環境、生活環境等が保全されるよう、廃棄物の適正
処理にご協力をお願いいたします。

《問い合わせ先》 呉市中央4丁目1-6 呉市役所 環境政策課
電話：0823-25-3303